

社会福祉法人再生会理事長専決に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人再生会（以下「法人」という。）定款第26条の規定により、理事長専決事項の範囲及び内容について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長専決事項)

第2条 法人定款第26条のただし書きに定める理事長が専決できる日常の業務として理事会が定めるものは、以下の業務とする。

1. 「施設長の任免その他重要な職員（副施設長）」を除く職員の任免。
2. 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。
3. 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利で認められるもの、その他やむを得ない特別な理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
4. 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲以内のもの。
5. 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの。
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入については、160万円以下のもの
 - イ 工事又は製造の請負については、250万円以下のもの
 - ウ 緊急を要する物品の購入などについては、160万円以下のもの
 - エ 施設整備の保守管理、物品の修理等については、100万円以下のもの
6. 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出については取得価額160万円以下のもの、並びにこれらの処分については残存価額が50万円以下のもの。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
7. 損傷その他の理由により不用となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある物品を除く。
8. 予算上の予備費の支出
9. 入所児童及び利用児童の日常の処遇に関すること。
10. 入所児童及び利用児童の預かり金の日常の管理に関すること。
11. 寄附金の受け入れに関する決定。ただし、寄附金の募集など法人運営に重大な影響があるものを除く。

(理事会への報告)

第3条 理事長は、前条の規定により専決した事項について、その内容が重要であると認められる事項については、理事会に報告しなければならない。

附 則

- 1 現行の「理事長専決に関する規程」は、平成29年9月13日をもって廃止する。
- 1 この規程は、平成29年9月14日から施行する。
- 1 この規程は、平成29年12月7日から施行する。
- 1 この規程は、平成30年3月21日から施行する。